

船舶事故等調査報告書

平成22年1月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009長第125号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成21年8月24日 06時15分ごろ	
発生場所	長崎県新上五島町 津和埼灯台から真方位024° 1,800m付近 (概位 北緯33° 10.45' 東経129° 07.20')	
事故等調査の経過	平成21年10月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>漁船 88海龍^{かいりゅう}、19トン NS2-23361（漁船登録番号）、エテルナ・ワコー株式会社</p>	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	左舷船首船底部を破損	
事故等の概要	<p>本船は、船長ほか3人が乗船し、船首約2.0m、船尾約2.5mの喫水で、長崎県小値賀町野崎島西方沖を航行中、単独で船橋当直中の船長が居眠りに陥り、平成21年8月24日06時15分ごろ、野崎島西方の浅瀬に乗り揚げた。</p> <p>本船は、僚船により引き下ろされ、自力で魚市場まで航行し、翌日、造船所で上架点検したところ、上記の損傷が発見された。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 1</p> <p>海象：潮汐 上げ潮初期</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、野崎島西方沖を航行中、単独で船橋当直中の船長が居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p>
原因	本事故は、本船が野崎島西方沖を航行中、単独で船橋当直中の船長が、居眠りに陥ったため、野崎島西方の浅瀬に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	